



熊本県公報

号外 第 1 5 号

平成 28 年 3 月 7 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県職員の退職管理に関する規則…………… (人事委員会) 1

登 載 依 頼

熊本県職員の退職管理に関する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 5 号

熊本県職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号まで並びに熊本県職員の退職管理に関する条例（平成 28 年熊本県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職員を除く。）を除き、警察（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条の 3 の規定により第 4 条第 1 項に規定する職員とみなされる警察法第 56 条の 2 第 1 項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）を含む。以下同じ。）の退職管理に

関係するものとする。第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等（組織等の役員に類する者）の役員に類する者（職員であつた者）及び当該職員に類する者（職員であつた者）であつて離職後営利企業等（同条第 1 項に規定する退職手当通算予

算法人（以下「子法人」という。）の役員に類する者（職員であつた者）及び当該職員に類する者（職員であつた者）であつて引継ぎして同条第 3 項に規定する退職手当通算予

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人（若しくは子法人）を指すものは、一、営利企業等（株主若しくは議決権（株主総会において議決権を行使することのできる事項の全部につき議決権を行使することができる）を有するもの）のうち、議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する子法人及びその子法人又は一、営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）
第 4 条 法第 38 条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。
（1）国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等
（2）地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社
（3）地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社

- 容
 (10) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- 容
 (11) その他参考となるべき事項
 (再就職者による依頼等の届出の手續)
- 第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。
- (1) 氏名
 (2) 生年月日
 (3) 所属及び職
 (4) 連絡先
 (5) 依頼等をした再就職者の氏名、離職時の所属及び職
 (6) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等に
 おける当該再就職者の地位
 (7) 依頼等が行われた日時
 (8) 依頼等の内容
 (部長又は課長に相当する職)
- 第14条 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職（次
 条において「部課長等の職」という。）に相当する職として人事委員会規則で定めるも
 のは、次に掲げる職とする。
- (1) 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11
 号）の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種、4種又は5種と定められ
 ている職（内部組織の長等の職及び人事委員会定める特に規模の大きい学校の校
 長の職を除く。）
 (2) 熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）第2条の表に規定する県立
 学校の校長の職
 (3) 熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16
 号）の規定による管理職手当の区分が2種、3種、4種又は5種と定められている
 職
 (4) 熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）
 の規定による管理職手当の区分が2種、4種又は5種と定められている職
 (部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職
 員に類する者)
- 第15条 条例第2条の法第38条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で
 定められたものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が
 廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当してい
 た職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等
 の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。
 (離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類す
 る者)
- 第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組
 織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定める
 ものとする。
 (内部組織の長に準ずる職)
- 第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体
 の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、
 第6条に定めるものとする。
 (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等
 に属する役職員に類する者)
- 第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体
 の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方
 公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定める
 ものは、第7条に定めるものとする。
 (在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)
- 第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役
 職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。
 (部長又は課長に相当する職)
- 第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の
 職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。
 (部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属す
 る役職員に類する者)
- 第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の
 職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属す
 る役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとし
 る。
 (管理又は監督の地位にある職員の職)
- 第22条 条例第3条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則

で定めるものは、内部組織の長等の職及び第14条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出等)

第24条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 連絡先

(4) 離職時の職

(5) 離職日

(6) 再就職日

(7) 再就職先の名称

(8) 再就職先における地位

3 条例第3条第2項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 離職時の職

(3) 離職日

(4) 再就職日

(5) 再就職先の名称

(6) 再就職先における地位

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第22条の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長である熊本県教育委員会の教育長は、条例第3条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職とする。